

産業廃棄物処理計画書

2025年6月25日

広島市長

提出者

住所 岡山県岡山市北区内山下1-1-13

氏名 株式会社大本組

安全環境品質部長 大嶋 泰宏

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 086-227-5164

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社大本組 広島支店 広島市内 建設工事作業所
事業場の所在地	(作業所) 広島市内一円 (事業者) 広島県広島市中区鉄砲町7番18号
計画期間	令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日 (一年間)
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業 総合工事業・一般土木建築工事業【0611】
②事業の規模	建設工事請負完成工事高 令和6年度 764百万円 元請工事件数 3件
③従業員数	全社 815名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 処理工程フロー

別紙1  
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度( 6 年度) 実績量  
計画:今年度( 7 年度) 計画量

単位:トン/年

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項										
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
燃え殻																					
汚泥	2276.7	2163	0	0	0	0	0	0	0	0	2276.7	2163	2276.7	2163	2276.7	2163	0	0	0	0	
廃油																					
廃酸																					
廃アルカリ																					
廃プラスチック類	13.8	13	0	0	0	0	0	0	0	0	13.8	13	0	0	11.1	10	0	0	0	0	
紙くず	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0.4	0.3	0	0	0	0	
木くず	0.5	0.4	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.4	0	0	0.4	0.3	0	0	0	0	
繊維くず																					
動植物性残さ																					
動物系固形不要物																					
ゴムくず																					
金属くず	6.2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6.2	6	0	0	6.2	6	0	0	0	0	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	0.6	0.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.5	0	0	0.1	0.1	0	0	0	0	
鋸さい																					
がれき類	592	562	0	0	0	0	0	0	0	0	592	562	100.9	96	584.5	555	0	0	0	0	
動物のふん尿																					
動物の死体																					
ばいじん																					
合計	2890.8	2745.9	0	0	0	0	0	0	0	0	2890.8	2745.9	2377.6	2259	2879.4	2734.7	0	0	0	0	

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

## 別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

### 【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

### 1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)

別紙 管理体制図のとおり

### 2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>「建設副産物等対策基準」に従って、各作業所で計画を立案し、作業所の自主点検(1回/月)又は、管理部門のパトロールでその状況をチェックしている。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>1. 資材搬入業者と打合せを行い、過剰包装・梱包を禁止し、ロス・ムダのない搬入計画を立案する。 2. 施工手順の作成により、廃棄物の発生を抑制する。 3. 工場加工の機会を増やし、現場では組立てるだけにする。</p>

### 3 産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>当社では、コンクリートがら、アス・コンがら、木くずは必ず分別している。さらに再資源化可能な品目、分別することで最終処分率を低減できる品目を分別している。 (ただし、木くずは、50km以内に再資源化施設がないなど、再資源化が困難な場合には適正な施設での償却などの縮減を行っている。)</p>
<p>②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>分別実施による混合廃棄物排出量削減 1. 分別保管場所の明示及び分別の教育を実施する。 2. 狭隘な場所での廃棄物の分別に、廃棄物収集袋等の利用を工夫する。 3. 特管物(廃石綿等)は二重梱包の上、他の廃棄物と区別して収集・保管する。</p>

### 4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>該当なし</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>該当なし</p>

### 5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>該当なし</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>該当なし</p>

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

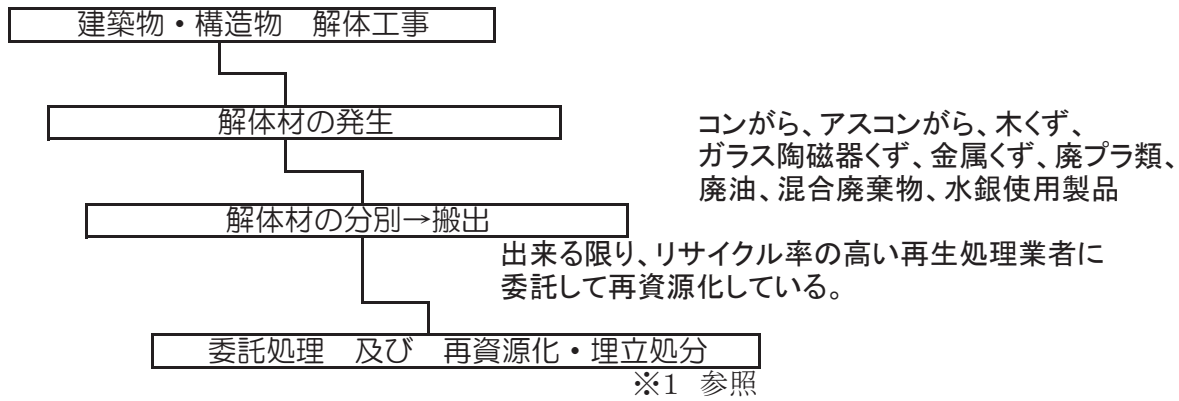
<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>該当なし</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>該当なし</p>

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

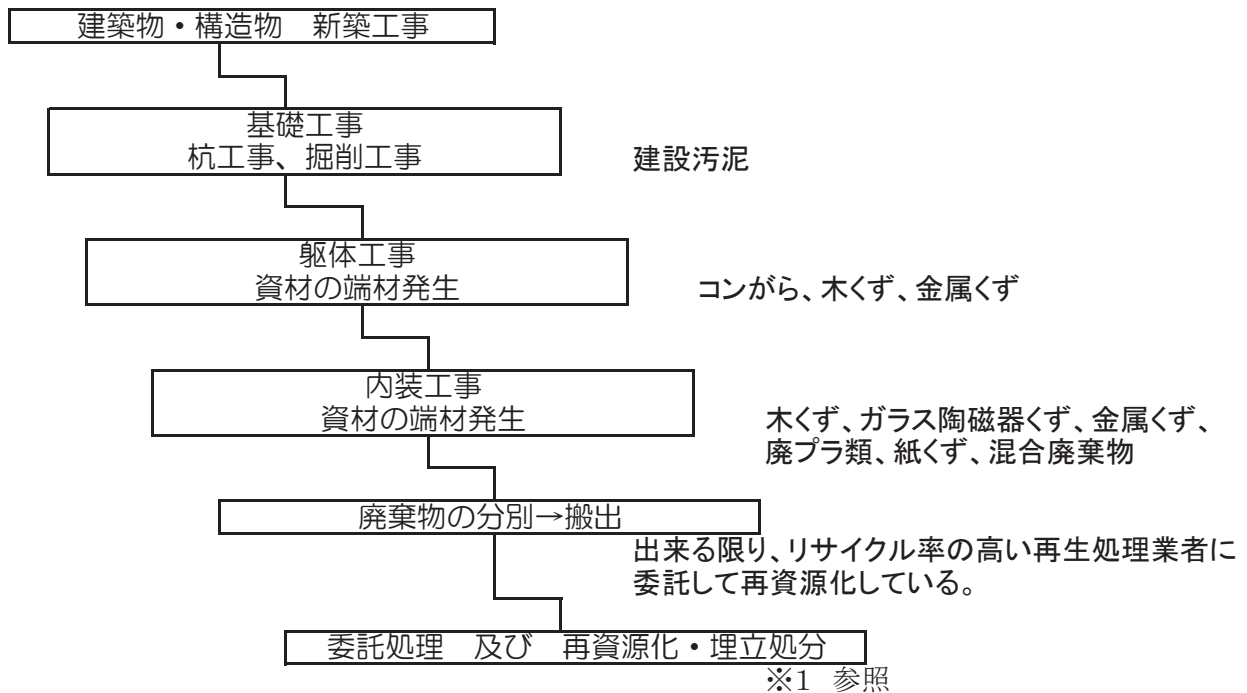
<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>廃棄物の処理を委託し頼らざる得ない当社は、地域によって廃棄物のリサイクル率に差がある委託業者の選定を慎重に行っている。また、廃石綿等の特管物は処理計画を作成し、適正に処理している。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>分別実施による最終処分廃棄物排出量削減 (最終処分廃棄物 排出率) 土木部門:5.0%以下、建築部門9.0%以下 1. できる限りリサイクル率の高い処理業者を選定する。 2. 分別の徹底により、再生資源化できる廃棄物の利用促進を行う。 3. 処理業者情報(リサイクル率等)を社内へ情報提供する。</p>

< 産業廃棄物発生・処理フロー >

I. 解体工事、改修工事



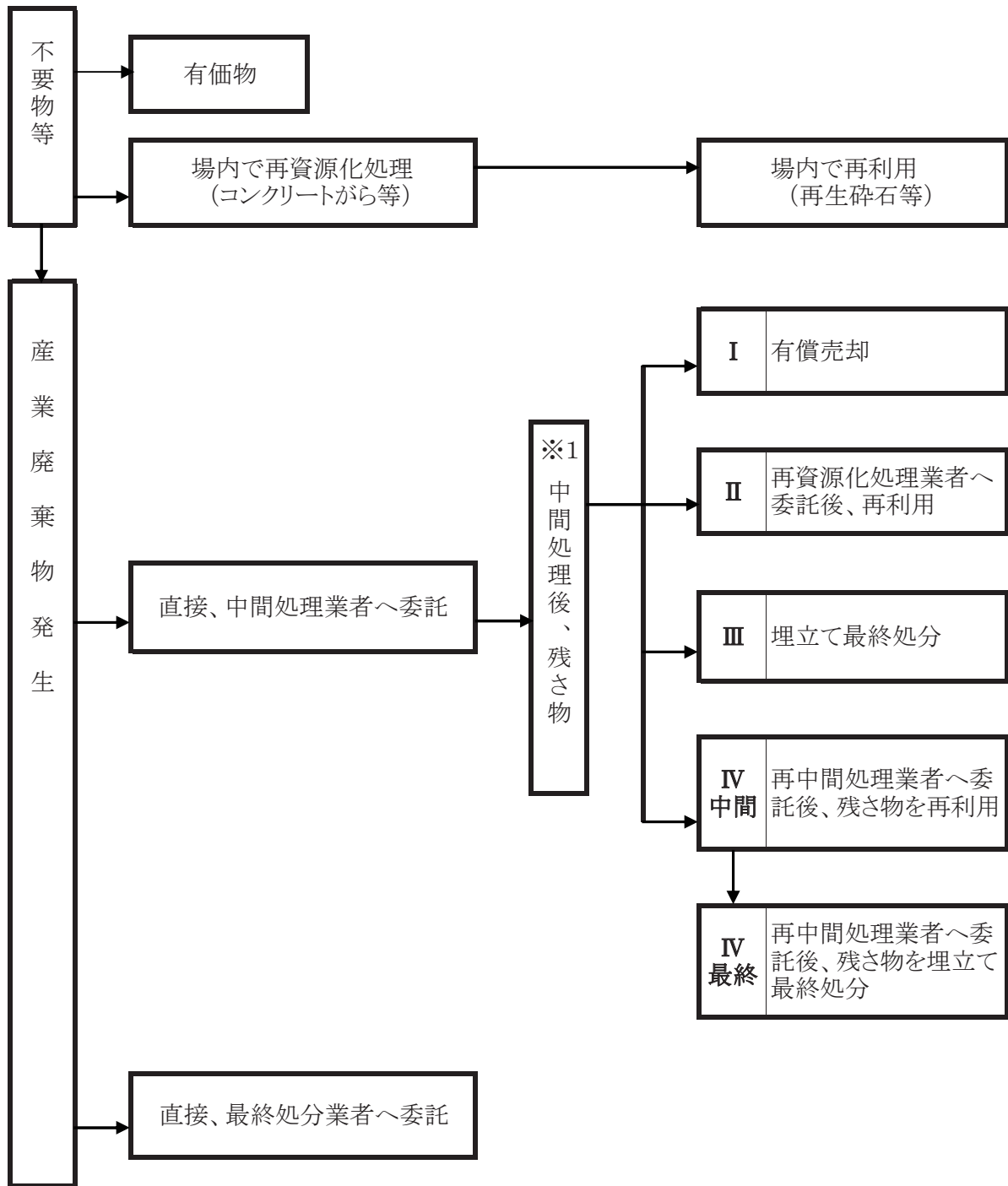
II. 新築工事



※1

- ・ 建設汚泥 → 天日乾燥・固形化(委託) → 埋め戻し土として再利用  
→ 機械乾燥(委託) → 最終処分場で埋立処分(委託)
- ・ コンガラ → 破碎(委託) → 再生砕石として再利用
- ・ アスコンガラ → 破碎(委託) → 再生アスファルト原材料として再利用  
→ 破碎(委託) → 再生路盤材として再利用
- ・ がれき類その他 → 破碎(委託) → 再生砕石、再生砂として再利用
- ・ 木くず → 破碎・焼却(委託) → チップ化・燃料・セメント原料として再利用
- ・ ガラス陶磁器くず → 分別・破碎(委託) → 再生砂、再生砕石、再生骨材として再利用  
→ 分別・破碎(委託) → 最終処分場で埋立処分(委託)
- ・ 廃石膏ボード → 分別・破碎(委託) → 石膏ボード原料として再利用
- ・ 金属くず → 破碎(委託) → 鉄鋼原料として再利用
- ・ 廃プラ類 → 破碎・圧縮・梱包(委託) → 固形燃料(RPF)、セメント燃料・原料として再利用  
→ 破碎・圧縮・梱包(委託) → 最終処分場で埋立処分(委託)
- ・ 紙くず → 破碎・圧縮(委託) → 製紙原料として再利用  
→ 破碎・焼却(委託) → 最終処分場で埋立処分(委託)
- ・ 廃油 → 蒸留(委託) → 再生溶剤、固形燃料として再利用
- ・ 混合廃棄物 → 分別・破碎(委託) → 各品目の原材料として再利用  
→ 分別・破碎(委託) → 最終処分場で埋立処分(委託)
- ・ 水銀使用製品 → 分別・破碎(委託) → 各品目原材料として再利用

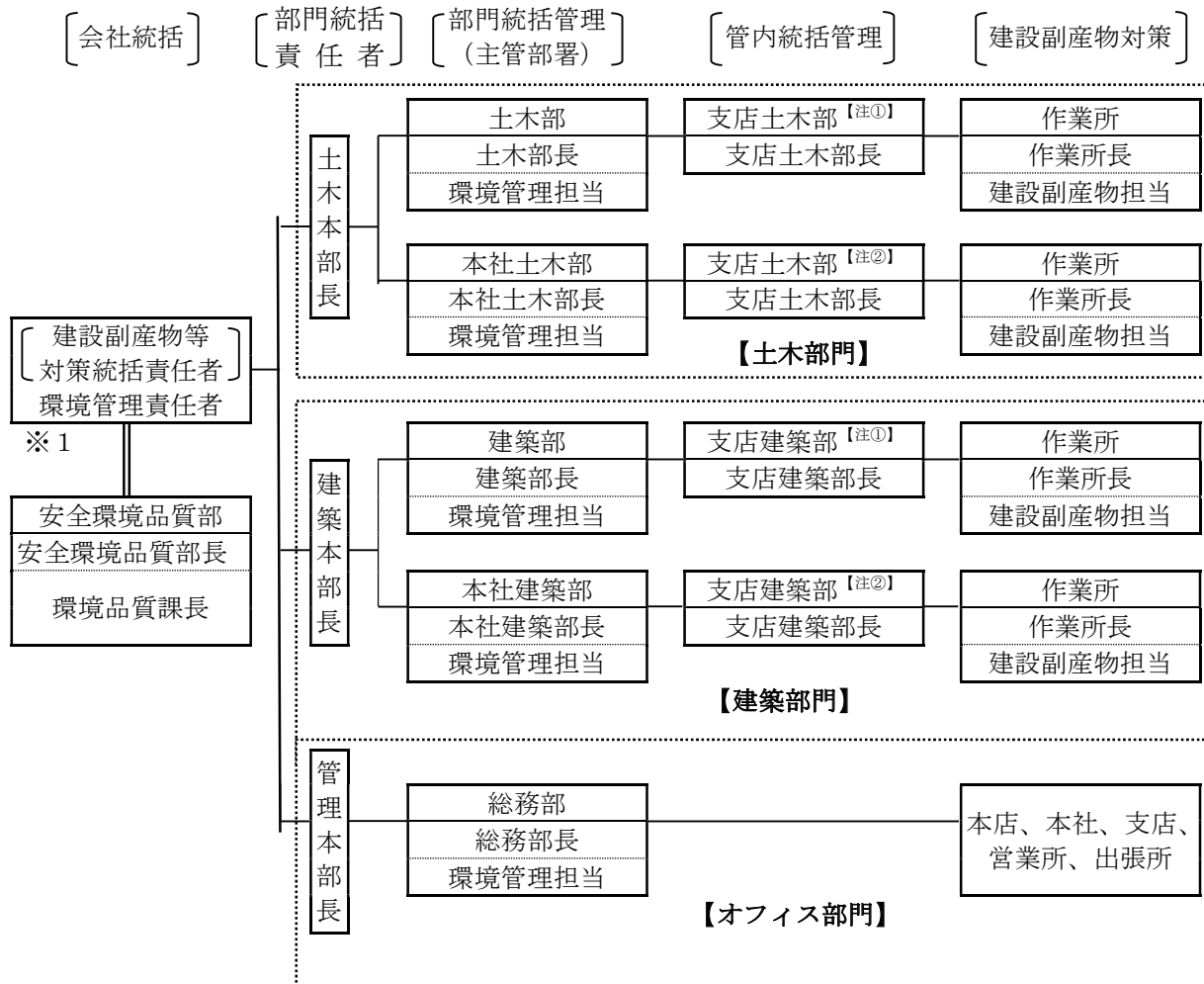
< 産業廃棄物処理フロー >



※1 前ページ参照

# 建設副産物等対策組織及び体制

## 1 建設副産物等対策組織



〔注〕 ①名古屋、大阪、岡山、広島、四国、九州  
 ②東北、東京、横浜

※1 廃棄物処理統括責任者： 環境管理責任者 兼 安全環境品質部長

図-1 建設副産物対策組織図

## 2 役割、責任及び権限

建設副産物等の対策に関する役割、責任及び権限を表-4.1 に示すとおりとする。

表-1 建設副産物等対策に関する役割、責任及び権限一覧

組織・責任者 職務	環境管理責任者	安全環境品質部 安全環境品質部長	土木部門					建築部門					オフィス部門				
			土木本部長	土木部	本社土木部		支店土木部	作業所	建築本部長	建築部	本社建築部		支店建築部	作業所	管理本部長	総務部	各店所
					環境管理担当	本社土木部長					環境管理担当	支店土木部長					
関連法規制改正監視		○◇															
建設副産物等対策基本方針策定及び手順確立	◎	●○															
建設副産物等対策手順教育	対主管部署	◎◇															
	対作業所	◆	◎◇	◎◇	◎◇	◎◇		◎◇	◎◇	◎◇	◎◇						
	対店所	◆												◎◇			
建設副産物等対策計画策定	部門	●	◎○◇					◎○◇						◎○◇			
	作業所			◎●◎●●	◎○			◎●◎●●	◎○								
	店所													◎●◎○			
建設副産物等対策実施							●○					●○				●○	
自主チェック、是正改善							◇					◇				●◇	
対策実施管理				○◇○◇◆				○◇○◇◆						○◇			
建設副産物パトロール	計画策定			◎○◎○◆				◎○◎○◆									
	実施、指導、是正勧告		◇		◇◇					◇◇							
建設副産物関連データ	数値把握		◎		◇◇					◇◇							
	行政報告		◎◇														

### 記号凡例

- ◎ ; 決定、承認、最高責任
- ; 審議、審査、確認
- ; 起案、計画、実行管理
- ◇ ; 実行
- ◆ ; 実行支援

- 【注】①建設副産物等対策計画策定は、部門、部署の目的、目標及び行動計画に含まれるものを含む。  
②土木部、本社土木部、建築部及び本社建築部の責任及び権限は、管轄する範囲内のものを示す。